

流儀



第44回 全青司くまもと全国研修会

開催日 2015.10.17[Sat]～18[Sun]

会場 市民会館崇城大学ホール(熊本市民会館)





全国青年司法書士協議会 会長挨拶	2
第44回全青司くまもと全国研修会 実行委員長挨拶	3
熊本県青年司法書士会 会長挨拶	4
開催概要・タイムスケジュール	5
全体会・基調講演	6
分科会概要 第1～第12分科会紹介	7
研修会資料の事前ダウンロードのご案内	20
懇親会のご案内	21
研修会・懇親会参加登録／宿泊のご案内	22
参加助成金について	28
協賛広告	



第44回 全青司くまもと全国研修会

流儀

さまざまな立場・境遇にある
市民の思いに気付き、
既存の枠に捉われることなく、
何事にも取り組み、
法律家のさきがけと
なっていくことこそ、
青年司法書士の流儀であり、
市民のために活動する
青年司法書士の
使命を共有し、
この流儀を
後世に伝えていきたい。



ごあいさつ

全国青年司法書士協議会 会長 石橋 修



皆さん、こんにちは。全青司会長の石橋です。

本年度、全青司では「差別と貧困のない社会を目指して」をテーマとして活動しています。

日本の社会は格差社会と呼ばれて久しく、皆さまご存じのとおり貧困が大きな問題となっています。貧困は世代間で連鎖すると言われており、このまま貧困問題を放置し、解決を将来世代に先送りすることは許されません。

また、平成23年に発生した福島第一原発事故により、被害者が差別に直面しているとの話も聞きます。この差別がなくなる限り、事故が解決したということはできません。さらに、沖縄県では辺野古基地新設が大きな問題となっていますが、沖縄に対する構造的差別が、基地問題を沖縄県民だけに負わせることになってはいないでしょうか。福島の問題も沖縄の問題も、自己の問題として捉えない限り、解決はあり得ません。

さて、今回のくまもと全国研修会のテーマは『流儀』です。～「さまざまな立場・境遇にある市民の思いに気づき、既存の枠に捉われることなく、何事にも取り組み、法律家のさきがけとなっていく」ことこそ青年司法書士の流儀である～

このテーマには「市民の感じる生きづらさを少しでも解消したい」という熊本実行委員会の思いが込められていますが、まさに本年度全青司のテーマとも共通する問題意識です。

本研修会では、このテーマにそって基調講演・分科会が行われます。特に基調講演は、「生きづらさの根にある」問題を知り、自分自身の偏見が他者の「生きづらさ」を助長していないか、繰り返し問う内容となっています。事前に講師が執筆した書籍をお読みいただいたうえでご参加いただきますと、より効果的な全国研修会になろうかと思います。

分科会については、いずれも「困っている市民の力になりたい」という問題意識からスタートし、最新の情報をもとに打開策を議論します。参加する皆さんには、それぞれの「流儀」を確立するきっかけとしていただけるものと確信します。そして、本研修会を通して、皆さんの考える「流儀」を全青司全体で共有したいと思います。

年1回の全国研修会です。平成27年10月17日(土)、18日(日)の2日間、熊本の地に集まって熱く議論し、何かできることはないか一緒に探求しようではありませんか！

皆さんのご参加を心よりお待ちしております。



ごあいさつ

第44回全青司くまもと全国研修会 実行委員長 松永 朋子



私たちはよく、「市民のために」という言葉を使い、いつも念頭において活動をしています。

しかし、「市民のために」と一言に言っても、市民の方それぞれに、さまざまな立場、境遇があります。例えば、男性・女性・高齢者・労働者・障がい者・外国人… 列挙すれば、きりがありません。私たちは、そのそれぞれの市民の方の思いに気付いているのでしょうか。そして、気付いたとしても、行動できているのでしょうか。

第44回全青司くまもと全国研修会のテーマは、「流儀」です。

「さまざまな立場・境遇にある市民の思いに気づき、既存の枠に捉われることなく、何事にも取り組み、法律家のさきがけとなっていくことこそ、青年司法書士の流儀であると考え、市民のために活動する青年司法書士の使命を共有し、この流儀を後世に伝えていきたい」

実行委員会は、この思いを、本研修会のテーマ「流儀」に込めています。

そして、多様化する現代社会の中で、市民の方の思いに気付く、というのは、常日頃から意識してアンテナを張り、活動していなければその思いに気付くことはできないのではないかと考え、今回、基調講演には、和光大学現代人間学部教授 竹信三恵子先生をお招き致します。

竹信三恵子先生は、取材を通してさまざまな立場・境遇にある生の市民の声を聞き続けてきたジャーナリストであり、現在は研究者として女性や貧困問題、労働問題など、幅広い分野において研究をなされていらっしゃる。

私たち青年司法書士がさまざまな市民の思いに気がつき、取り組もうとするとき、そこにはどのような市民の思いがあり、どのような問題点が存在するのか、そして、その問題点に対して私たちが司法書士としてどのような取り組みができるのか、先生のご講演を聴き、「気がつき、取り組む」という姿勢、また社会に存在する様々な問題に対する感受性を持ち帰って頂くことにより、今後の司法書士人生の道しるべとなると考えています。

本研修会に参加された皆様が、全体会・分科会を通し、また参加者との交流の中で、自分なりの「流儀」を持ち帰って頂きたい、実行委員一同、その思いで準備をして参りました。

熊本の地にて、全青司全国研修会が行われるのは、今回が初めてとなります。

火の国熊本にて、熊本の熱い思い込めた研修会で、全国の熱い司法書士の方々とお会いできることを楽しみにしております。

10月17日、18日は熊本へ！



ごあいさつ

熊本県青年司法書士会 会長 堀 拓郎



いよいよ熊本では初の開催となる全青司全国研修会が迫ってまいりました！

近年、熊本会では20代の若手会員や女性の会員が多く加わり、とても活気のある団体になってい
たところであり、この全国研修会の開催はまさにタイムリーなものとなりました。

全青司の全国研修会に参加するうちに、自分たちもこんな素晴らしいものを作りたいと思うメン
バーが増え、「今ならできる！」という機運が高まり満を持して本研修会の主管をさせていただくこ
とになりました。ちなみに、主管会立候補を熊本会の総会で決定した2013年、その年の流行語大賞
は林修氏の「いつやるか？今でしょ！」でした。図らずも、その時の私達の思いと重なるものでした。

それから準備を進める中で、「熊本会から発信したいこと」や「熊本会だからできること」は何か
という視点に、「いま青年司法書士として発信したいこと」という視点を加えて内容を考えてまいり
ました。私達は、本研修会のテーマを「流儀」としました。それは、さまざまな立場・境遇にある市
民の思いに気付き、既存の枠に捉われることなく、何事にも取り組み、法律家のさきがけとなってい
くことこそ青年司法書士の流儀であるという思いを込めたものです。

また、それぞれの分科会では流儀という柱のもと、それぞれのテーマの最先端の情報を発信します。
ちなみに熊本会では、土地家屋調査士と連携し特に境界問題に着目した分科会、そして女性からの視
点で司法書士制度を考えた分科会の2つを担当します。

全国各地で活躍する青年司法書士がこの研修会に集い、私達が「流儀」という言葉に込めた熱い思
いを感じ、司法書士の未来像を共有できる機会になると確信しています！

ちなみに、会場のすぐそばにある熊本城は、大手旅行口コミサイトが発表した「行ってよかった！
日本の城ランキング2014」で見事1位に輝きました。私達も皆さんに「来てよかった！」と思って
いただけるような研修会を作り上げたいと思います。

10月17日、18日は熊本に来てはいよ～！！



第44回 全青司くまもと全国研修会 「流儀」

開催概要

開 催 日：平成27年10月17日(土)・10月18日(日)

テ ー マ：「流儀」

研 修 会 場：全体会場兼分科会会場『市民会館崇城大学ホール(熊本市市民会館)』
〒860-0805 熊本市中央区桜町1番3号 TEL.096-355-5235
分科会会場『桜の馬場城彩苑』
〒860-0008 熊本市中央区二の丸1番1-1号 TEL.096-288-5600

懇親会会場：『熊本ホテルキャッスル』
〒860-8565 熊本市中央区城東町4-2 TEL.096-326-3311

登 録 料：8,000円 ※ただし、8月28日(金)までお申込みの方は、研修会登録料を早期割引の7,000円とさせていただきます。

懇 親 会 費：7,000円 ※同伴者も同じ。ただし、同伴のお子様で小学生未満は無料、小学生は3,000円です。

主 催：全国青年司法書士協議会

主 管：熊本県青年司法書士会

後 援：熊本県司法書士会／九州ブロック青年司法書士連絡協議会

実行委員長：松 永 朋子

事 務 局 長：大 坪 由 紀

事 務 局：〒861-2233 熊本県上益城郡益城町惣領字立道1445-1
TEL.096-201-4992 FAX.096-201-6805
E-Mail otsubo.yk@gmail.com

タイムスケジュール

1日目 10月17日(土)	2日目 10月18日(日)
11:30 全体受付開始	9:00 分科会受付開始
12:15 オープニングイベント	9:30 分科会開始
12:30 開会式	12:30 分科会終了
13:00 基調講演	12:50 閉会式
15:15 基調講演終了	13:20 閉会式終了
15:30 分科会受付開始(※)	※17日 第1分科会「境界をさがせ!! おせっかい士の流儀」の み下記のとおり時間が異なります。ご注意ください。
15:45 分科会開始(※)	
18:45 分科会終了(※)	
19:00 懇親会受付開始	15:35 分科会受付開始
19:30 懇親会開始	15:50 分科会開始
21:30 懇親会終了	18:20 分科会終了

生きづらさの根にあるもの

講師 竹信三恵子 氏



◎プロフィール

和光大学現代人間学部教授。東京生まれ。1976年、朝日新聞社に入社。水戸支局、東京本社経済部、シンガポール特派員、学芸部次長、編集委員兼論説委員（労働担当）などを経て2011年から現職。著書に『ルボ雇用劣化不況』（岩波新書 日本労働ベンクラブ賞）、『女性を活用する国、しない国』（岩波ブックレット）、『ミボージン日記』（岩波書店）、『ルボ賃金差別』（ちくま新書）、『しあわせに働ける社会へ』（岩波ジュニア新書）、『家事労働ハラスメント～生きづらさの根にあるもの』（岩波新書）など。共著として『全身〇活時代～就活・婚活・保活の社会論』など。2009年貧困ジャーナリズム大賞受賞。

「拡がる格差」「子どもの貧困」… 日々新聞には様々な事象が社会問題としてが掲載されます。これらを読んだとき、貴方は何を想い、何をしますか？

私たち青年司法書士は、過去より多重債務問題、成年後見、生活保護など様々な問題と向き合ってきました。様々な立場・境遇にある市民の声なき声を拾い上げ、権利として確立すべく社会に対し訴えかけ、行動してきました。それらの積み重ねが実を結び、その多くが司法書士業務として認められ今に至っています。

では、これからもそのようにあるためには、私たちはどうすればよいのでしょうか。

それにはまず、さまざまな立場・境遇にある市民の思いに気づくことが欠かせません。貧困者、一人親、男性、女性、介護者、高齢者、労働者、自営業者（小規模事業者）、専業主婦、少年事件の少年、障がい者、加害者、被災者、支援者、過疎地・都市部、外国人… 社会にはさまざまな立場や境遇において、それぞれの問題があり、自助努力だけではどうにもならない生きづらさが存在しています。そのためには、何事も他人事ではなく、身近な問題として捉え、司法書士としてどうにか取り組めるのではないかと考える癖をつけることが必要です。

そして気がつくことができれば、自分たちにできることを模索し、取り組んでいけるはずです。そして、その取り組みは何らかの形で結果として残り、市民のために必要であれば業務となっていき、社会にとって司法書士自体も必要とされる存在になっていくと思います。

基調講演では、取材を通してさまざまな立場・境遇にある生の市民の声を聞き続けてきたジャーナリストであり、現在は研究者として女性や貧困問題を中心に活躍されている 竹信三恵子 先生をお招きし、社会の生きづらさのしくみについてご講演いただきます。私たち青年司法書士がさまざまな市民の思いに気がつき、取り組もうとするとき、そこにはどのような思いがあり、どのような問題点が存在するのか、私たちが司法書士としてどのような取り組みができるのかのヒントをここで得ていただけるのではないのでしょうか。

10月17日(土) 15:45～18:45

- ◆ 第1分科会 **境界をさがせ!! おせっかい士^{ざむらい}の流儀**
担当：熊本県青年司法書士会
※開始時刻：15時50分 終了時刻：18時20分
- ◆ 第2分科会 **在留外国人のリーガルニーズに応える神奈川の流儀**
担当：神奈川青年司法書士協議会
- ◆ 第3分科会 **SOSを見逃すな! 家族にかかわる私たちの流儀**
～児童虐待の現場で何が起きているのか～
担当：全国青年司法書士協議会 人権擁護委員会
- ◆ 第4分科会 **マフィ^{マフィ}魂の探究(続々編)**
～オキナワとヤマトの流儀～
担当：沖縄県司法書士青年の会
- ◆ 第5分科会 **ファシリテーターの「流儀」**
担当：全国青年司法書士協議会 ADR委員会
- ◆ 第6分科会 **仕事も家庭も HAPPY に! それが私たちの流儀!**
担当：熊本県青年司法書士会

10月18日(日) 9:30～12:30

- ◆ 第7分科会 **相続未登記問題に立ち向かえ! 旧法相続から見る司法書士の流儀**
担当：全国青年司法書士協議会 登記・法務研究委員会
- ◆ 第8分科会 **不動産登記制度から考える司法書士の流儀**
～マイナンバーによって実務はどう変わる!?～
担当：全国青年司法書士協議会 司法・司法書士制度等研究対策委員会
- ◆ 第9分科会 **消費者取引被害救済のための司法書士の流儀**
～被害回復を実現するための責任追及と法のあり方とは～
担当：全国青年司法書士協議会 生活再建支援推進委員会
&福岡県青年司法書士協議会
- ◆ 第10分科会 **親子関係の法制を見つめる私たちの流儀**
～生殖補助医療技術と出自を知る権利を契機として～
担当：全国青年司法書士協議会 民法改正対策委員会
- ◆ 第11分科会 **言いたいことが言える自由な社会に貢献する法律家としての流儀**
担当：全国青年司法書士協議会 憲法委員会
- ◆ 第12分科会 **原発事故被害者支援の流儀**
～和解仲介手続(原発ADR)の全て～
担当：全国青年司法書士協議会 原発事故被害対応委員会



Workshop

境界をさがせ!! おせっかい士^{ざむらい}の流儀

担当：熊本県青年司法書士会

【開催趣旨】

本研修会と同じタイミング、同じ熊本の地で青年土地家屋調査士の全国大会が開催されます！本分科会は、この運命の巡り合わせに感動した青年司法書士と青年土地家屋調査士が、手と手を取り合い、作り上げました。

司法書士と土地家屋調査士は不動産登記のプロです。土地家屋調査士が「権利の明確化」を目的として表題に関する登記を行い、司法書士が「権利の保護」を目的として権利に関する登記や訴訟を行っています。同じ不動産登記を扱う土業でももちろん仕事異なります。さらに視点が違います。この2土業で同じ研修を受けることにより、相互の分野に対する知識を習得するのみでなく、その視点を実感し実務に活かしていきませんか。

この研修では、テーマのとおり境界問題について、基本的な知識から筆界特定や境界確定訴訟、所有権確認訴訟といったその解決法についての理解を深め、それぞれの観点から時効取得と登記を考察するなど深く追求していきます。さらに、境界問題を皮切りに、視野を広げ現在起こっている不動産の所有者不明問題や公道に残る個人名の問題等の社会問題まで迫る予定です。不動産登記のプロである司法書士と土地家屋調査士がお互いを知り、協力することによりこれらの問題の解決を目指します。

【研修内容】

講義・事例検討を中心に行います。

※本分科会は、土地家屋調査士との合同の分科会です。開催時間が次のとおりとなります。お間違えないようご注意ください。

開始時刻：15時50分

終了時刻：18時20分

※この内容は一部変更される可能性がありますので、ご了解ください。



Workshop

在留外国人のリーガルニーズに応える神奈川の流儀

担当：神奈川青年司法書士協議会

【開催趣旨】

2020年東京オリンピックを控えた日本、そして今後少子高齢化が見込まれる日本経済にとって、国内経済の発展に寄与する外国人の受け入れを促進しようという政府の方針もあり、在留外国人との関わりはより一層深まっていくと考えられます。

現在日本で生活する在留外国人の数は、2,086,603人で、うち神奈川県は168,189人と全国で3番目に多い地域です。(2014年6月法務省統計)

そういった地域柄もあり、神奈川青年司法書士協議会では、昨年から在留外国人の法律相談に取り組み始めました。その中で、特に生活や暮らしの相談については、在留外国人は日本人と同じ法律的問題を抱えながら、言葉や在留資格の問題などから、日本の法的支援を受けづらい状況にあり、どこに何を相談したらいいのかわからず、途方に暮れているケースもあることが分かってきました。例えば日本人の配偶者からのDVにより離婚したいけれど、子供もいるので日本で生活を続けたいから我慢している、どうしたらいいかといったものや、言葉の問題や偏見からくる不動産の賃貸借契約に関するトラブルなどです。

それでは、なぜ私たち司法書士は、在留外国人の支援に取り組まなければならないのでしょうか？そもそも日本国憲法によって、在留外国人にも原則として基本的人権は保障されています。にもかかわらず、外国人だからという理由だけで先述したような不利益を被ったり、その基本的人権が侵害されるような事態が生じていることがあります。在留外国人も個人として尊重されるべき権利を享有する一市民です。これまで、市民に近い法律家として活動してきた私たち司法書士が、このような事態を見過ごして良いもののでしょうか。だからこそ、私たちは、彼らを差別することなく、専門家としての知識、経験を駆使して支援する必要があると考えています（実際、在留外国人の支援を行っている民間団体からのニーズも高まっています）。そしてそのためには、よりスキルを磨く必要があります。

また、在留外国人の中には来日前に日本よりも厳しい生存競争の現実に曝される経済社会を生きてきた人々も少なくありません。戦争・内戦・クーデター・圧政などによる政治的混乱の中で家族や親しい人を失った経験を乗り越えて生きてきた人もいます。生きてきた背景が異なると、私たちがこれまで関わってきた日本人の相談者とは、ものの見方や考え方が異なる場合もあります。

だからこそ、そういった日本で生活する在留外国人が抱える法律問題にも「気づき」、これまで司法書士が積極的に関わるのが少なかった外国人からの相談にも躊躇することなく関わり支援するこれからの司法書士像を提案し、活動の場を広げ、受任事件数を増やすことができることを知っていただきたいと思います。

たくさんのご参加お待ちしております。

【研修内容】

実際に在留外国人から相談を受けた場合、どういった知識が必要となるのか、在留資格等について学び、さらに現在神奈川で行っている相談事業から事例紹介を行い現在の状況を共有していただき、外国人の少ない地域等で今まで在留外国人との接点がなかった方にも今後在留外国人の相談業務に取り組むきっかけとなる分科会を行います。

- 第1部 ・在留外国人の現状及び司法書士が関わる必要性について
- 第2部 ・司法書士に必要となる在留資格の知識
- 第3部 ・相談から受任事例紹介
・質疑応答

尚、内容は今後の動向、研究成果により一部変更する場合がありますので、予めご了承願います。



SOSを見逃すな！家族にかかわる私たちの流儀

～児童虐待の現場で何が起こっているのか～

担当：全国青年司法書士協議会 人権擁護委員会

平成22年夏、大阪のあるワンルームマンションで3歳と1歳9カ月の幼いきょうだいが変わり果てた姿で発見された。子どもたちは、部屋に堆積したゴミの中で服を脱ぎ、亡くなっていた。母親は風俗店に勤務する20代の女性。子どもを部屋に置き去りにしたまま、男性宅を転々とし、そして自分の「盛った」生活をSNSで紹介していた。そして、彼女は事件のほんの数年前までは、育児を真面目にこなし周囲の評価も高い「いい母親」であった。

大阪二児置き去り死事件一。この事件で母親に科されたのは懲役30年。児童虐待事件としては当時異例の判決であった。この母子にいったい何が起こっていたのだろうか。

本分科会では、事件の経緯を追いかけて、母親の幼少期からの人生をたどり、長年にわたりこの事件を取材してきたフリーランスライターの杉山春さんをお招きし、行政、職場、友達、そして家族にさえも助けを求めることができなかった母親の実情を紐解いていく。

また、事件をとおして児童虐待の本質・実態を学ぶとともに、その起因となる現代の母親の子育て事情や女性・子どもの社会的孤立、そして、孤立が引き起こす貧困問題についても検討していく。

現代の日本社会では、子育てを母親の責任にする風潮や離婚、未婚その他様々な偏見により多くの母親が育児に対してプレッシャーや孤独を感じているといえよう。子どもが将来に希望を持つことのできるような満足な養育環境を得るためには、これらのことを改善していかななくてはならない。しかし、このような親たちは、貧困や孤立によって、自ら主張する力、助けを求める力を奪われている。これらの問題に私たち司法書士が関わり、彼女らの代弁者となるべきということもあわせて提案していく。

普段出会う人々と何も変わらない、決して特別な存在ではない彼女たちを目の前にしたとき、私たちは彼女たちが微かに発しているそのSOSを見逃すことなく感じることができるのだろうか。

第 1 部 講演「大阪二児置き去り死事件」からみる現代日本の実態（仮）

講 師 杉 山 春 氏

講師略歴 1958年東京都生まれ。早稲田大学第一文学部卒業。雑誌編集者を経て、現在、フリーランスライター。困難を抱える家庭の支援などに携わった経験を持ち、所在不明児童問題にも関わる。児童虐待、貧困問題、ひきこもり、外国に連なる子どもたちなどに関心を寄せている。著書に、本事件を取り扱った『ルポ虐待 大阪二児置き去り死事件』（ちくま新書）をはじめ、『移民環流』『満州女塾』（新潮社）、『ネグレクト 育児放棄—真奈ちゃんは何で死んだか—』（小学館。第11回小学館ノンフィクション大賞受賞作）などがある。

第 2 部 司法書士が考える児童虐待との関わり方（仮）

私たち司法書士の相談現場で、その微かなSOSのサインを察知し、支援していくためには何が必要なのか。行政の対応、また、施策にも触れ、これらのことを検討する。

第 3 部 意見交換・質疑



マフィ魂の探究(続々編)

～オキナワとヤマトの流儀～

担当：沖縄県司法書士青年の会

【開催趣旨】

昨年の全国おきなわ全国大会、ふくおか全国研修会の分科会に続き、今回で3度目のテーマとなります。

今年は、戦後70年の節目の年です。沖縄では悲惨な地上戦により住民の4人に1人が犠牲となりました。戦後27年間は米軍占領統治下に置かれ、日本国憲法は適用されませんでした。本土復帰から43年を経た今も、米軍基地あるが故の事件や事故に苦しみ続けています。その米軍基地も銃剣とブルドーザーで土地を強制接収されたものであり、これは占領下においても所有財産の没収を禁じたハーグ陸戦法規に明白に違反するものです。

昨年の名護市長選挙、名護市議選挙、沖縄県知事選挙、衆議院選挙のすべてで、米軍普天間基地移設に伴う名護市辺野古への新基地建設反対の圧倒的民意が示されました。

ところが、政府は前知事が公約を翻し行った公有水面埋立承認を盾に、民意を無視し辺野古新基地建設を「肅々」と強行しています。

現場で抵抗する市民に対しては、海上保安庁や沖縄防衛局による過剰警備によって市民を押さえつけています。また、4月28日、沖縄にとって屈辱の日（サンフランシスコ講和条約により切り離された日）には、日米首脳会談において辺野古新基地建設推進を再確認しています。

こうした日米両政府の姿勢は、「自治は神話だ」と言い放った米軍占領統治下の圧政と何ら変わりません。沖縄の民意を無視し、民主主義の根幹を破壊する暴挙であるとの声が高まっています。これは「沖縄問題」ではありません。この国の民主主義の在り方を問うている問題です。

沖縄の面積は日本領土の0.6%にもかかわらず米軍基地の74%は沖縄にあります。この数字が示す意味は本土に向けた「不平等」、「植民地扱い」に対する問題でもあります。「平和憲法は、沖縄には来たことがない」という表現がありますが、憲法9条と沖縄の基地（日米安保）はコインの表裏のようにひとつのシステムとなって日本は平和と経済発展を手にしてきました。集团的自衛権の解釈改憲や憲法改正が現実味をおびてきたなか、沖縄の「これ以上基地を押し付けないでくれ」という切実な声は、本当に届いているのでしょうか。今こそヤマトの流儀が試されているともいえます。

この分科会では「要石:沖縄と憲法9条」「憲法は政府に対する命令である」「経済成長がなければ私たちは豊かになれないのだろうか」など多数執筆し、現在沖縄を拠点に精力的に発信を行っているC・ダグラス・ラミスさん（政治思想史）をお招きし、お話を伺い、憲法、民主主義の視点から、沖縄から向けられた眼差しにどう向き合うか、を考え議論を深めていきます。

ファシリテーターの「流儀」

担当：全国青年司法書士協議会 ADR委員会

【開催趣旨及び研修内容】

みなさんは「ファシリテーター」という言葉をお聞きになったことはありますか？「facilitate」とは、「促進する」「容易にする」という意味の英語で、ファシリテーションとは、会議をはじめ様々なコミュニケーションが必要とされる場面で、対話や体験を通して「気づき」を促す手法です。そのリーダーであるファシリテーターのスキルは、近年わが国でも最新のリーダースキルとして注目されています。ファシリテーターの最大の役割は、ある目的を持った人々の活動が最も効果的になるように、中立的な立場でグループ（集団）の進むべきプロセスを管理、また時には介入することで、グループの持つ力を最大限に引き出すことです。われわれ全青司ADR委員会が手がけるメディエーションは、このファシリテーションスキルを駆使して当事者に「気づき」を促し、協同や合意を促進します。

司法書士はその執務の中で「ファシリテーター的」な役割を求められることが少なくありません。例えば、後見業務ならば、後見人として関係者の間を取り持って、それぞれの持てる能力を最大限に発揮していただくことにより、被後見人の生活環境を向上させるという成果（アウトプット）が得られます。立会業務においても、売主、買主、それぞれの立場・思惑がある中で、「円滑な取引」という目的を果たすため、調整役に回ることがしばしばでしょう。

そこで、当分科会では、そのような役割を果たすファシリテーターの“心持ち”、すなわち「流儀」について、様々なワークや講義を通して共に学びたいと思います。司法書士に求められる「ファシリテーター的」能力を身につけるということ、それは自身の潜在能力に「気づき」、司法書士が中立的な立場で社会に関わる能力・資質があるということに「気づく」。これらは、突き詰めれば自分自身としっかり向き合うことで、自分自身のありように「気づく」ことにほかなりません。

我々司法書士は、その執務を行う上で、様々な修羅場に遭遇します。どんな時にも平衡感覚を失わずに「今、ここで」起きている現実だけに集中し、自分が果たすべき役割を認識することで、立場の違いを超えてみんなが努力し、悩んでいるということにあらためて「気づく」。いわば「共感力」を培っていくことで、真に市民に信頼される司法書士になれるのではないかと考えます。

当日の研修内容は、基本的に参加型のワークショップとなります。ワークをとおして、自分自身の持つこれまで意識していなかった側面に気付いたり、時には自身の心の内面に否応なしに向き合わざるを得ない場面も出てくるかもしれません。そのような「自己」を勇気を出して受け入れることにより、他人の感情に対してもオープンになれる。ファシリテーターとしての成長はその繰り返しです。皆さんと一緒に我々も成長できれば、こんなに嬉しいことはありません。

仕事も家庭もHAPPYに！それが私たちの流儀！

担当：熊本県青年司法書士会

【開催趣旨】

「仕事を続けながら子育てを楽しみたい！」現在子育て中の方、これから出産を控えている方、またそのパートナーの方ならば、そう思うのではないのでしょうか。

しかしながら、実際には結婚すると職場をやめざるを得ない、出産したあとも二人目、三人目と育児を取りづらい、男性が育休をとると実質昇進の妨げになるなど、男女ともに仕事と育児の両立が実現できない状況が数多く存在します。それらの背景には、少人数長時間労働で賄われている社会経済の状況や慢性的な保育所不足、家事は女性がすべきといった無意識に刷り込まれた役割意識など、様々な要因が複雑に入りこんでいます。

司法書士も例外ではありません。特に独立開業している場合は、産休中の事務所経営をどうするか、出産予定の司法書士を雇用している場合は産休育休期間中の穴をどうやって埋めるかなど様々な悩みを抱えています。せっかく資格を取ったものの、出産を機に司法書士を続けていくことができなくなったという話もあり、非常に残念でなりません。

本分科会では、基調講演でもご講演いただいた竹信三恵子先生に再度登壇いただき、子育て世代の生きづらさの要因とその改善に向けて提言を頂きます。また、父親母親司法書士から見た、社会の中で子育てをするうえでの生きづらさに対する気づきを述べてもらいます。同時に、資料として様々な司法書士の働き方別の体験手記を提供し、これから出産育児を控える方々の参考にしていただきたいと思います。後半はグループディスカッションを行い、仕事と家庭の両立に関する不安・課題・改善方法、社会への提言など、参加者の皆様に話し合っていただきたいと思います。

市民のために活動する司法書士であり続けるために、仕事も家庭もHAPPYにするために、今一度いっしょに考えてみませんか。

【研修内容】

- 第1部 講演会（講師 竹信三恵子先生）
子育て世代が抱える生きづらさ～どうすれば仕事と家庭を両立できるか～（仮）
- 第2部 当事者報告
- 第3部 グループディスカッション

※講義内容は一部変更になる可能性があります。



第7分科会

Workshop

相続未登記問題に立ち向かえ！
旧法相続から見る司法書士の流儀

担当：全国青年司法書士協議会 登記・法務研究委員会

【開催趣旨】

「登記簿上の地権者2,400人のうち半数が不明」

明治時代以降、登記が更新されていない土地も数多く存在 (2015年 4月 5日 茨城新聞)

「所有者不明の土地 地方で増加」

(2014年 7月25日 読売新聞)

「150年以上相続されていない土地あり、相続人調査に時間がかかる。」 (2013年 7月11日 読売新聞)

これらは、いわゆる相続未登記問題についての新聞記事です。この問題は、東日本大震災の復興に際し、用地買収の壁として立ちはだかりクローズアップされるようになりましたが、東北地方に限られたことではなく、日本全国に存在する問題と言っても過言ではないでしょう。この問題を放置すれば、国土が不明化・死蔵化し、ひいては日本の経済的損失、国力の低下につながっていきます。

そして、実際に、業務としてこのような問題に直面した際に、身に着けておく必要があるのが、旧民法等に規定された相続（以下、旧法相続といいます）に関する知識です。相続の専門家たる私たちは、旧法相続に関する問題を抱えた依頼者に対して、すぐさま的確な方向性を示せるでしょうか？

「コストがかかりますよ。」「難しいですね。」間違っただけかもしれませんが、依頼者の声に耳を傾け解決に導くという点では「×」と言わざるを得ません。

旧法相続に関する依頼は、困難な場面に遭遇することも多いでしょう。時に断念したくなることもあるかもしれません。しかし、そのような場面にも真正面から向き合い、解決していくことが私たち司法書士の流儀であると信じています。

依頼者が、あなたのご家族が、地域が、自治体が、そして日本全体が直面している相続未登記問題。旧法相続に関する知識を身につけて、この問題と一緒に立ち向かいましょう。皆様のご参加をお待ちしております。

(参考文献：東京財団 (2014) 国土の不明化・死蔵化の危機～失われる国土Ⅲ～)

【研修内容】

- ①相続未登記問題の現状
- ②旧法相続の登記実務及び事例紹介（寸劇も入る予定）

※この内容は、一部変更される可能性がありますので、ご了承ください。



第8分科会

Workshop

不動産登記制度から考える司法書士の流儀

～マイナンバーによって実務はどう変わる!?～

担当：全国青年司法書士協議会 司法・司法書士制度等研究対策委員会

【開催趣旨】

登記業務は、司法書士の基幹業務であり、日本国内において司法書士より専門性を有する者は他には存在しません。また、司法書士は登記制度に関して、改善や提言をするといった場合においても登記の専門家としての役割を求められています。司法書士が関与することにより、取引の安全性や登記制度の信頼性をより高めていくことができます。

では社会における登記の役割とは何でしょうか？目指すべき登記制度の姿とはどんなものなのでしょうか？目指すべき登記制度の姿を探るには、まず、過去から学ぶ必要があります。過去から学ぶこと、すなわち先人たちの行ってきた制度論を学び、そしてまた我々が制度について議論することが青年司法書士の「流儀」だと当委員会では考えます。

不動産登記制度の歴史、そしてこれに関わってきた司法書士の歴史等これまでの不動産登記制度を巡る議論を研究し、振り返ることによって、登記制度の原点・本来的機能を再確認することができます。

過去を振り返ったら今度は未来に目を向けていきましょう。今年からいわゆるマイナンバー制度が導入されます。マイナンバー制度の導入は、今後の登記制度、ひいては司法書士登記業務に影響を与えることも十分に考えられます。名変登記の必要は無くなる可能性もあり、もっと大きく言えば、保存登記・抹消登記といった定型的な登記は時代が進めばそのうちに誰もが自分で手続きができる時代になるのかもしれませんが。マイナンバー制度によってどのように社会が変化し、司法書士の実務はどのように変わっていくのでしょうか。そして、社会の変化に伴いニーズの変化も予想されます。我々司法書士も制度の危機に瀕する可能性もないとは言えません。皆さんで考えていきましょう。

【研修内容】

- ・不動産登記制度論の振り返り
- ・マイナンバー制度についての研究報告
- ・上記を踏まえてのグループディスカッション又はパネルディスカッション

※上記を予定しておりますが、今後の研究成果により一部変更する場合がございます。予めご了承ください。



消費者取引被害救済のための司法書士の流儀

～被害回復を実現するための責任追及と法のあり方とは～

担当：全国青年司法書士協議会 生活再建支援推進委員会
福岡県青年司法書士協議会

【開催趣旨】

昨今、全国の消費生活センター等に寄せられた消費生活相談は、年間90万件を超え、高止まりの傾向にあります。相談が寄せられて被害が顕在化した事例が氷山の一角だとすると、相当多数の消費者取引被害が発生していることは想像に難くありません。消費者庁の推計によると、2014年における悪徳商法や誇大広告による消費者被害額は6兆7千億円に上り、国内総生産（GDP）の1%を占めるとされています。

消費者取引事件の解決には、特定商取引法・割賦販売法・消費者契約法など特別法の知識の取得が不可欠ですが、実際の事件においては、これらの法律のみでは被害回復にたどり着けないというケースは少なくありません。インターネットの普及によるクレジットカード取引の拡大や新たな決済手段の普及に法規制が追いついておらず、法の不備につけ込んだ悪質業者のやり得を許しているのが現状です。特別法を適用できないケースにおいては、民法等の一般法を駆使することになりますが、主張立証の難解さ等の問題は少なくありません。

しかし、簡裁代理権や書類作成業務を通じて被害回復の役割を担っていくべき我々司法書士は、このような困難事案においてこそ、その役割を求められているのであり、いかなる法律でいかなる責任追及が可能であるか検討し、かつ、特別法によってこれらの規制がかかっていない現状について多くの司法書士が問題意識を持たなければなりません。

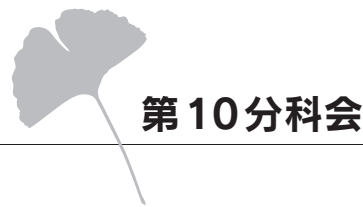
現在、消費者契約法や割賦販売法の改正に向けた動きが本格化していますが、消費者にとって本当に使い勝手の良い改正がされるためには、これまで消費者被害の救済に携わってきた司法書士が、その問題点に声をあげていくことが必要です。

全国の青年司法書士に、現行法の問題点について認識していただき、被害救済のための法理論を考え、何とか現状を打破していくことを目指して、本分科会を実施いたします。

【研修内容】

- (1) 特商法、割販法、消費者契約法の概要・基礎知識
- (2) (1) を用いた被害救済の事例紹介
- (3) 現行法の問題点（法改正が議論がされている論点の紹介）
- (4) 困難事案における責任追及方法の検討

※この内容は、一部変更される可能性がありますので、ご了承ください。



親子関係の法制を見つめる私たちの流儀

～生殖補助医療技術と出自を知る権利を契機として～

担当：全国青年司法書士協議会 民法改正対策委員会

【開催趣旨】

家族法は、民法制定以来、幾度かの改正を経てきましたが、親子関係法制とりわけ親子関係の確定については、制定当時と変わらず嫡出推定や認知により、判例では分娩の事実による母子関係の発生を認めているにすぎません。

戦後70年を経て、社会経済の変容や技術革新とともに、家族の姿や家族観の多様化が進んでいると言われていますが、親子関係のあり方についても例外ではありません。特に、生殖補助医療技術の進歩には目を見張るものがあります。不妊に悩むカップルの、子どもを産みたいという希望に応えてきた技術ですが、非配偶者の精子や卵子を使ったり代理出産を利用するといった医療を選択することにより、子どもの由来に夫婦以外の遺伝子を入り込ませるケースは、現在の親子関係法制では想定していなかったものです。立法当時に想定しないことに対応するには、やはり立法により解決すべきで、将来に向かって親子関係の規定を見直していく必要があります。

また、生殖補助医療は子どもを望む親の判断により実施されるもので、当事者たる子どもには選択の余地がなく、それだけに子どもの福祉を重視するという家族法の目的も忘れてはなりません。日本で最初の非配偶者間人工授精（AID）による子どもの出生は昭和24年とされ、現在まで1万を超える事例があると言われます。その子どもの多くは、戸籍上の父が遺伝子上の父でないことを知らされていないと言われています。また、知らされたとしても、遺伝子上の父を知るための「出自を知る権利」を認める法制度は現在の日本に存在しません。出自を知る権利は、子どものアイデンティティのみならず、親子の信頼関係確立に資すると言われています。生殖補助医療技術の進歩を契機とした親子関係法制の見直しにあたっては、子どもを持ちたいという真摯な希望に沿うことであるとともに、創られる生命の視点からも検討を進める必要があります。

私たちは、相続や成年後見の実務をはじめとして、今後ますます市民の家族問題に深く関わるものが予想され、将来に向けた課題について理解を深めていくことが大切です。

【研修内容】

- 第1部 生殖補助医療技術の現状について ～AIDで生まれるということ～
講師：加藤英明先生（AIDで生まれた人の自助グループ）
- 第2部 親子関係法制のあり方 ～生殖補助医療技術と出自を知る権利を契機に～
講師：石井美智子先生（明治大学法学部教授）



第11分科会

Workshop

言いたいことが言える 自由な社会に貢献する法律家としての流儀

担当：全国青年司法書士協議会 憲法委員会

【開催趣旨及び研修内容】

今、日本社会において「言いたいことが自由に言えない」という危険な風潮が静かに広がりを見せています。例えば、直近では『報道ステーション』でのコメンテーターの発言を巡って報道機関の「報道の自由への圧力」が問題になっています。また、裁判という手法を使った新手の言論抑圧とも言える「スラップ訴訟」も登場しています。さらには、街頭や公共施設での表現行為についても公共施設の利用制限などの問題が生じています。言いたいことが言えなくなるところから自由というものは奪われていくものです。そして、この静かな広がり、気を付けていなければ見逃してしまうようなわかりにくいものでもあります。「言いたいことが自由に言えない」ということは、置き換えれば憲法21条の表現の自由に対する侵害となりえます。つまり、この風潮を見逃さないようにするためには、市民それぞれが表現の自由をよく理解し、保障されるものと侵害するものを見分けられるような憲法的視点を持っている必要があるわけです。

私たち司法書士は、法律家を自称するとともに、社会から法律家として見られるようにもなっています。そして、法律家であるからこそ一部の法律業務に独占的に携わることが認められています。そうであれば、私たちは法律家としての行動を社会から求められているはずで、業務を独占し、利益を得るのであれば、それに伴う責任を果たさなければなりません。

私たちは、市民の中にあつてまず先に、法律家としての憲法的視点を活かし表現の自由に対する侵害行為を見抜かなければなりません。そして、見抜いた侵害行為の問題点を社会に訴えかけ、自由で生きやすい社会を守っていく責任があります。それには、私たちの中に憲法的視点があることが大前提となります。当委員会の分科会は、その憲法的視点、特に表現の自由に対する権力による侵害行為を見抜く視点、これを磨くことを目的として開催したいと考えています。具体的には、現実にあるいくつかの表現の自由侵害事例をお示ししながら、それに対する見方をお伝えすることによって、憲法的視点を磨いていきたいと考えています。基本的には学者の方も呼び寄せての講義形式が中心になる予定ではありますが、できる限り会場を巻き込んだ参加型講義にしたいとも考えています。



第12分科会

Workshop

原発事故被害者支援の流儀

～和解仲介手続(原発ADR)の全て～

担当：全国青年司法書士協議会 原発事故被害対応委員会

【開催趣旨】

原発事故の被害を回復する賠償方法としては東京電力に直接賠償請求を行う方法、裁判を行い請求する方法、そして原子力賠償紛争解決センターに和解の仲介の申立をする方法(原発ADR)があります。一番多くの被害者が賠償を受けている方法としては、東京電力への直接請求となっています。

しかし、加害者主導で進められている東京電力の直接賠償の基準は画一的で、被害者一人一人に必ずしも対応できていません。東京電力の基準により、直接賠償の対象外の方も多数いらっしゃいます。また、東京電力は今年2月末、避難で失業した人の所得を補償する就労不能損害賠償を廃止し、営業損害賠償については、2016年2月までで打ち切るという案を提示しており、東京電力より直接賠償を受けていた方も、今後は訴訟や原発ADRで損害賠償を請求していく必要性が生じています。

特に、訴訟と比較すると証拠の面などで、被害者の方にとってハードルが低い原発ADRの申立のニーズが今後増えてくものと考えられます。

そこで、当委員会では、原発ADRの活用法を検討し、それぞれの地域に避難している方々の支援をすることにより、さまざまな立場・境遇にいらっしゃる原発事故被害者の方たちの思いに気付き、既存の枠に捉われることなく、何事にも取り組む法律家のさきがけとなる司法書士としての流儀を感じていただきたく、本分科会を企画いたしました。

【研修内容】

原発ADRの活用を検討する上では、中間指針、総括基準、和解事例の理解が不可欠です。それらを確認したうえで、原発事故被害者の方から相談が来た場合にどの点にポイントを置いて聞き取りをすれば良いのか、原発ADRを活用した場合にどのような結果が見込まれるか、具体的な事例をもとに解説を行います。そのうえで、原発ADRを受任する際の入口となる部分から、申立て後の流れや、原発ADRの進行において必要となる情報の収集方法など、導入部分から終結までに必要な情報を網羅した内容とします。

また、実際に原発ADRの案件を受任した司法書士の体験談やその際使用した書式などのご紹介もいたします。

原発ADRの利用を希望する被害者の方に「一緒にがんばりましょう！」と寄り添える司法書士になるために、是非当分科会にご参加ください。



第44回 全青司くまもと全国研修会

「流儀」

全国研修会 ホームページアドレス

[http : //www.zenseishi-kumamoto.com](http://www.zenseishi-kumamoto.com)

本研修会の資料は、第44回全青司くまもと全国研修会ホームページに掲載いたします。
研修会に参加される方は、事前に上記ホームページより資料をダウンロードし、各自プリントアウトしてお持ちください。

ダウンロードの開始時期は9月下旬を予定しています。

ダウンロードに必要なパスワードは請求書と一緒に郵送させていただきます。

また、研修会会場においてノートパソコン等を使用することも可能ですが、電源等のご用意はいたしませんので、ご注意ください。

〔有料配布について〕

研修会当日、受講を希望する分科会の印刷された研修会資料をご希望の方は1,000円（1分科会につき）にて配布させていただきます。

印刷された資料をご希望の方は、参加申込書の「受講分科会の紙資料を希望する」欄に○印をつけて、事前にお申し込みください。

事前にお申し込みいただけない場合には、当日会場にてご希望の資料をお渡しできない場合もありますので協力お願いいたします。



Facebookページにて、情報発信中！

[くまもと全国研修会]で検索 ぜひ「いいね！」お願いします!!

懇 親 会

- ◆ 日 時 平成27年10月17日(土)
19:30～21:30 (受付19:00開始)
- ◆ 会 場 熊本ホテルキャッスル 2階 キャッスルホール
〒860-8565 熊本市中央区城東町4番2号
(研修会場より徒歩9分)
TEL.096-326-3311(代)
懇親会会場 クローク有り
- ◆ 料 理 和洋折衷 (円卓着座／コース料理)
- ◆ 飲み物 ビール 焼酎 ワイン ウイスキー カクテル
日本酒(地酒) ソフトドリンク 等
- ◆ 会 費 研修会参加登録者 7,000円
同伴者(中学生以上) 7,000円
同伴者(小学生以下) 3,000円
同伴者(小学生未満) 無 料

懇親会では、郷土料理をはじめ、熊本の新鮮で美味しい食材を取り入れた料理・お酒で、皆様をおもてなしいたします。
お誘い合わせの上、是非とも懇親会にご参加下さい。ご来場を心よりお待ちしております。

5. お申込み・料金お支払方法のご案内

***お申込締切日 2015年9月18日(金)**

第44回 全青司くまもと全国研修会 23

ご旅行条件について(要約)

●募集型企画旅行契約

この旅行は（株）JTB九州（福岡県福岡市中央区長浜1-1-35 観光庁長官登録旅行業第1770号以下「当社」という）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」という）を締結することになります。また、旅行条件は、下記によるほか、別途お渡しする旅行条件書（全文）、出発前にお渡しする最終日程表と称する確定書面及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。

●旅行のお申し込み及び契約成立時期

- (1) 所定の申込書に所定の事項を記入し、お申し込みください。
- (2) 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、旅行代金を受領したときに成立するものとします。

●旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行出発日の前日からさかのぼって13日目にあたる日より前（もしくは当社が指定する期日までに）にお支払ください。また、お客様が当社提携カード会社のカード会員である場合、お客様の署名なくして旅行代金、取消料、追加諸費用などをお支払いいただくことがあります。この場合のカード利用日は、お客様からお申し出がない限り、お客様の承諾日といたします。

●取消料

旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除されるときは、各箇所記載の金額を取消料として申し受けます。

●旅行代金に含まれるもの

各旅行日程およびご案内に明示した運送機関の運賃・料金（注釈のないかぎりエコノミークラス）、宿泊費、食事代、及び消費税等諸税これらの費用は、お客様の都合により一部利用されなくても原則として払い戻しいたしません。（コースに含まれない交通費等の諸費用及び個人的費用は含みません。）

●特別補償

当社は、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失の有無にかかわらず、募集型企画旅行約款別紙特別補償規程に基づき、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物上に被った一定の損害について、以下の金額の範囲において、補償金又は見舞金を支払います。
・死亡補償金：1500万円　・入院見舞金：2～20万円　・通院見舞金：1～5万円
・携行品損害補償金：お客様1名につき～15万円（但し、補償対象品1個あたり10万円を限度とします。）
身体外部から有毒ガス又は有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収又は摂取したときに急激に生ずる中毒書状（継続的に吸入、吸収又は摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。）を含みます。
ただし、細菌性食物中毒は含みません。（免責事項）

●「通信契約」を希望されるお客様との旅行条件

当社提携クレジットカード会社のカード会員（以下「会員」といいます。）より「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受ける」こと（以下「通信契約」といいます。）を条件にお申込みを受けた場合、通常の旅行条件とは以下の点で異なります。
(1) 契約成立は、当社が電話又は郵便で旅行契約の締結の承諾通知を発信したとき（e-mail等電子承諾通知を利用する場合は、その通知がお客様の到達したとき）とします。また申込時には「会員番号・カード有効期限」等を通じて頂きます。
(2) 「カード利用日」とは旅行代金等の支払い又は払戻し債務を履行すべき日をいいます。旅行代金のカード利用日は「契約成立日」とします。（但し、成立日が旅行開始前日から14日目にあたる日より前の場合は「14日目（休業日にあたる場合は翌営業日）」とします。）また取消料のカードの利用日は「契約解除依頼日」とします。（但し、契約解除依頼日が旅行代金のカード利用日以降であった場合は、当社は旅行代金から取消料を差し引いた額を解除依頼日の翌日から起算して7日間以内をカード利用日として払い戻します。）
(3) 与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除し、規定の取消料と同額の違約料を申し受けます。ただし、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。

●国内旅行保険への加入について

旅行先において、病気・けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難であるのが実情です。これらの治療費、移送費、また、死亡・後遺障害等を担保するため、お客様自身で充分な額の国内旅行保険に加入することをお勧めします。詳細については、お問合せください。

●事故等のお申出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに同行の添乗員・現地係員・運送・宿泊機関等旅行サービス提供機関、又は、お申込個所にご通知ください。（もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。）

●個人情報の取扱について

当社は、旅行申込の際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及び、それらのサービス受領のために手続に必要な範囲内で利用させていただきます。また、大会運営に伴い大会主催事務局へ情報を提出し利用させていただきます。

●旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は2015年5月1日を基準としています。又、旅行代金は2015年5月1日現在の有効な運賃・規則を基準として算出しています。

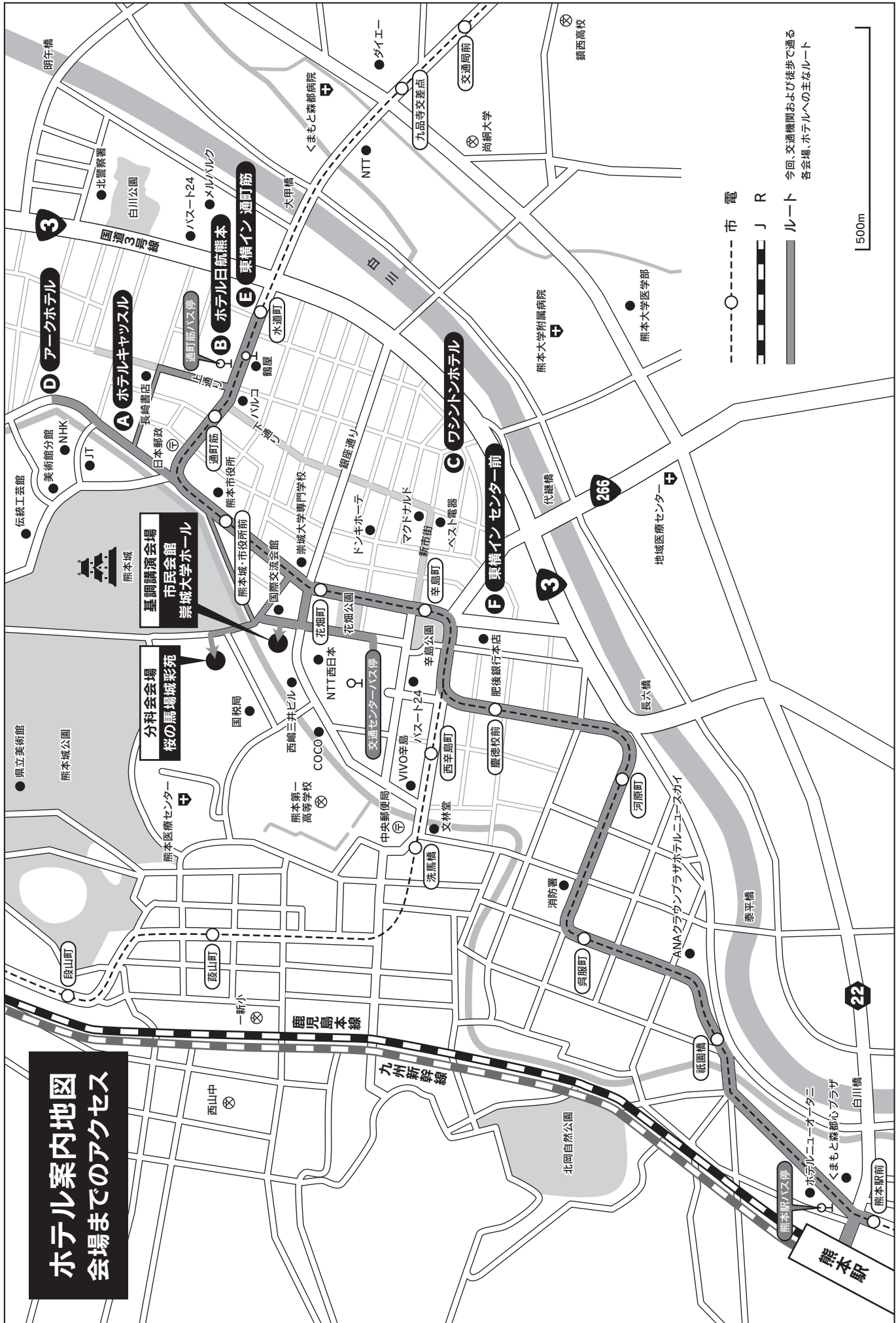
【宿泊に関してのお問い合わせ先】

JTBコンベンションサポートセンター（受付業務代行）『第44回全青司くまもと全国研修会』係

〒810-0072 福岡市中央区長浜1-1-35 新KBCビル6階 **TEL.092-751-2102 FAX.092-751-4098**

営業時間：平日9:30～17:30　土日祝は休業日です

旅行企画・実施 **株式会社 JTB 九州** 観光庁長官登録旅行業1770号 日本旅行業協会正会員 〒810-8561 福岡市中央区長浜1-1-35



ホテル案内地図
会場までのアクセス

ホテル名	住 所	電話番号
A 熊本ホテルキャッスル	〒860-8565 熊本市中央区城東町4-2	096-326-3311
B ホテル日航熊本	〒860-8536 熊本市中央区上通町2-1	096-211-1111
C 熊本ワシントンホテルプラザ	〒860-0807 熊本市中央区下通2-3-10	096-355-0410
D アークホテル熊本城前	〒860-0846 熊本市中央区城東町5-16	096-351-2222
E 東横イン熊本城通町筋	〒860-0844 熊本市中央区水道町1-1	096-325-1045
F 東横イン熊本交通センター前	〒860-0012 熊本市中央区紺屋今町1-24	096-322-1045

各会場までのアクセス

■ 市民会館崇城大学ホール(基調講演会場)

- バス：熊本交通センター下車 徒歩約2分
- 市電：花畑町電停下車 徒歩約2分
- タクシー：熊本駅より所要約10分 阿蘇くまもと空港より約45分
- 自家用車：九州自動車道熊本ICから約8.6km

■ 桜の馬場 城彩苑(分科会会場)

- バス：熊本交通センター下車 徒歩約6分
- ：しろめぐりん 城彩苑内停車 ※熊本駅前を起点に熊本城周辺を走るバスです。
- 市電：花畑町電停または熊本城・市役所前電停下車 徒歩約6分

■ 熊本ホテルキャッスル(懇親会会場)

- バス：阿蘇くまもと空港より所要約40～45分（通町筋バス停下車 徒歩約3分）
- 市電：通町筋電停下車 徒歩約3分
- タクシー：熊本駅より所要約10分 阿蘇くまもと空港より約40分
- 自家用車：九州自動車道熊本ICから約8.7km

第44回全青司くまもと全国研修会 参加申込書

新規申込

追加申込

(いずれかに○)

送付先：JTBコンベンションサポートセンター「第44回全青司くまもと全国研修会」係 **FAX番号092-751-4098**

単位会名

フリガナ

参加代表者氏名

関係書類送付先

〒

申込日：2015 年 月 日

◆紙での研修資料の有料配布を希望される方は、
右記の欄に○をご記入下さい。
受講分科会の紙資料（¥1,000）を希望する

電話番号

FAX番号

※同伴者が中学生以上の場合は同伴欄に「A」、小学生の場合は「B」、小学生未満の場合は「C」とご記入下さい。

No.	フリガナ 氏名	年齢	性別	種別 本人	同伴	所属単位会 員番号		研修登録	分科会希望			懇親会	宿泊プラン							
						熊 本	会 員 番 号		10月17日	10月18日	10月17日		10月16日	10月17日						
例	クマモト タロウ 熊本 太郎	35 歳	男・女	男	○	1 2 3 4			第1希望 第2希望 第3希望	第1希望 第2希望 第3希望	7 8 9	○	×	A-2 同室者名：熊本花子						
例	クマモト ハナコ 熊本 花子	35 歳	男・女	男	A	司法書士以外は 記入不要		×	第1希望 第2希望 第3希望	第1希望 第2希望 第3希望		○	×	A-2 同室者名：熊本太郎						
①		歳	男・女						第1希望 第2希望 第3希望	第1希望 第2希望 第3希望										
②		歳	男・女						第1希望 第2希望 第3希望	第1希望 第2希望 第3希望			同室者名：							
③		歳	男・女						第1希望 第2希望 第3希望	第1希望 第2希望 第3希望			同室者名：							
④		歳	男・女						第1希望 第2希望 第3希望	第1希望 第2希望 第3希望			同室者名：							
⑤		歳	男・女						第1希望 第2希望 第3希望	第1希望 第2希望 第3希望			同室者名：							
託児ルームについて									10月17日のみ			10月18日のみ								
ご人数									面 日											
※研修会等の登録希望について不明な点があった場合、事前に実行委員会より申込代表者の方へお問い合わせをさせていただきます。ご容赦下さい。																				
備考欄：																				



第44回全青司くまもと全国研修会 参加助成金についてのお知らせ

平成27年5月14日、全青司大会研修会基金管理委員会におきまして、下記の決議がなされ、新入会員に対する参加助成のための補助金を給付することとなりましたのでお知らせします。

記

1. 基金による助成対象者となる者

- ① 司法書士もしくは司法書士となる資格を有する者で、全国研修会にはじめて参加する者
- ② 平成27年10月17日時点において司法書士登録1年未満の者
上記①②の要件のいずれかを満たし、単位会代表者の推薦を受けた者※
なお、上記①②の要件の複数回の適用を妨げない。

2. 補助金給付金額

- ① 補助金給付は総額金100万円を上限とする。
- ② 助成対象者1人あたりの給付額は、金9000円を上限とする。
- ③ 全助成対象者の登録費の合計額が補助金給付総額を超えた場合には、補助金給付総額を助成対象者の数で除した金額を助成対象者1人あたりの給付額とする。

3. 申請方法

- ① 助成の適用を受けようとする者について、単位会代表者がとりまとめ、申請書を基金管理委員会に提出する。
- ② 申請書には、助成の適用を受けようとする者が作成した、研修会のレポートを添付しなければならない。
- ③ 申請の締切は平成27年11月30日(月)16時(基金管理委員会事務局必着)とする。
- ④ 申請書およびレポートの形式は、基金管理委員会委員長が決定し、全国研修会開催までに単位会代表者に通知する。

4. 給付方法

- ① 助成の適用があると認められた者の分について、基金管理委員会が直接、申請した単位会代表者に対し単位会合計額を給付する。
- ② 適用者個人には給付しないこととする。

5. 給付時期

平成27年12月30日(水)までに給付する。

6. その他

単位会が存在しない地域においては、助成対象者本人を単位会代表者とみなし、助成対象者本人からの申し出を待つて事務を執り行う。

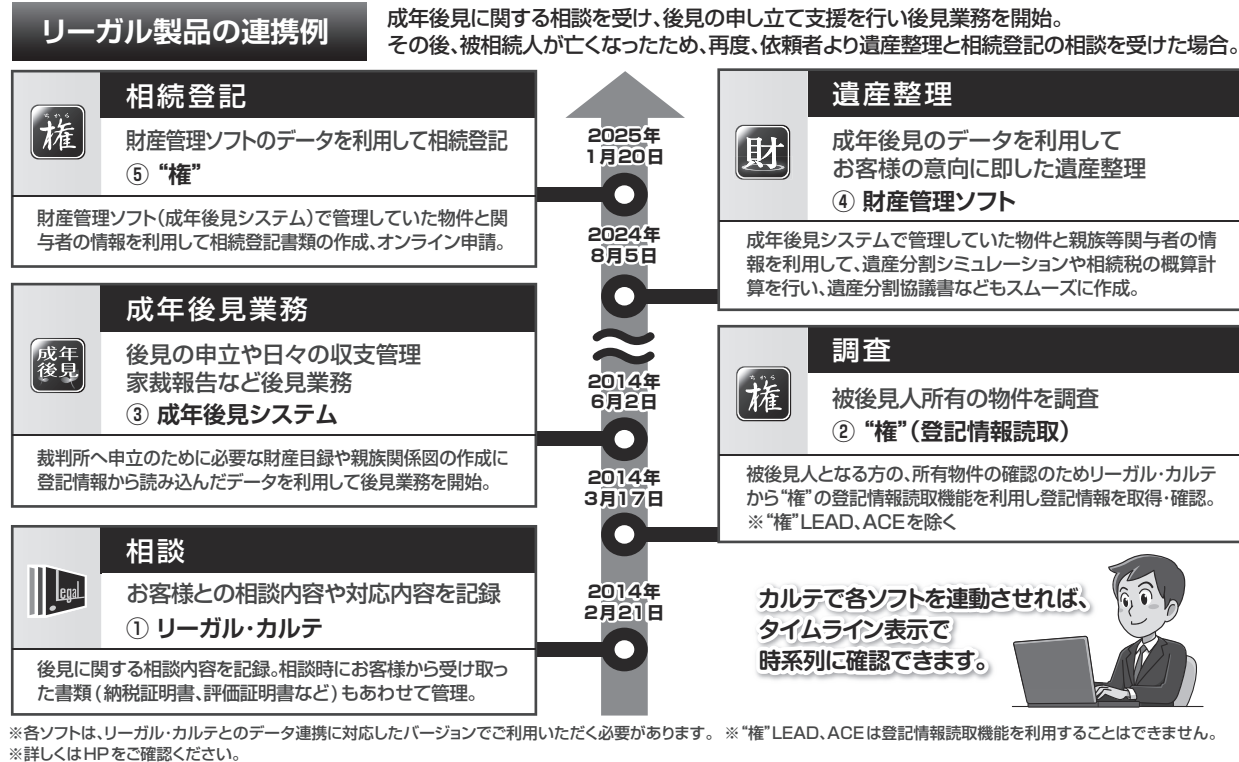
※「単位会代表者の推薦を受けた者」とは、単位青年会代表者の推薦を受けた者をいいます。

【参加助成金に関する問合せ先】

全国青年司法書士協議会 事務局 〒160-0004 東京都新宿区四谷1-2
TEL.03-3359-3513 FAX.03-3359-3527 Email : info@zenseishi.com

第44回 全青司くまもと全国研修会 協賛広告

ますます広がる司法書士事務所の業務をリーガル製品が支援します。



リーガル・カルテ Legal Karte

キャンペーン中のリーガル・カルテはご導入いただきましたでしょうか？

リーガル製品をお持ちの方は、カルテを導入いただくことで上記のような相談から管理が可能になりソフト間でのデータ連携ができます。リーガル製品をお持ちでない方はカルテを導入いただくことで事務所内での情報共有、案件の管理にお役立ていただけます。ぜひ、この機会に導入をご検討ください。

カルテの特徴

- 電話受付の際などに充実した検索機能で担当者へのスムーズな引き継ぎができます。
- 事務所様独自の相談シート雛型の作成ができるので聞き取り漏れを防げます。
- 相談時にスキャンしたデータや作成した書類などをカルテに取り込みして管理できます。

カルテでつながるキャンペーン

キャンペーン期間中にダウンロードしていただければ、ずっと無料でご利用いただけます。

1～5ライセンス版 **0円**

※キャンペーン期限：平成28年3月31日まで

※カルテの導入や使い方でご不明な点がございましたらご相談ください。

司法書士システム“権”V14 平成27年5月会社法改正対応済

登記識別情報自動読取機能(QRコード解析)搭載!

登記識別情報のQRコードをバーコードリーダーやスキャナで読み取り、“権”に自動入力できます。

事前調査した物件情報とQRコードから読み取った登記識別情報を照合し、登記識別情報提供様式(オファフォーム)が自動作成されます。オンライン申請がより一層正確・迅速に!

OfferForm(登記識別情報提供様式)作成時に読み取ることで手入力なく正確に入力!

QRコード

信頼にこたえる登記関係参考書

最新刊

公正証書と不動産登記をめぐる諸問題	六、二八六円
カウンタ―相談Ⅲ	四、一九一円
実務からみた不動産登記の要点	四、五五七円
不動産登記実務の視点	四、四七九円
信託に関する登記(第二版)	六、〇九六円
新訂 渉外不動産登記	六、五〇〇円
CD-ROM版 不動産登記関係質疑応答集 第3版	三、〇九六円
CD-ROM版 登記関係先例要旨総覧(第5版)	五、四七七円
法人登記書式精義	一、〇〇〇円
商業登記書式精義(全訂第五版)	二、九〇五円
登記研究総索引(751～800)	六、三〇〇円
新訂 実務供託法入門	七、〇〇〇円

判決による不動産登記の理論と実務	六、〇〇〇円
商業・法人登記300問	四、七二五円
新訂 民事訴訟と不動産登記一問一答	七、六二〇円
逐条解説不動産登記規則1	六、〇〇〇円
新不動産登記法逐条解説	九、二八六円
注釈 司法書士法(第三版)	六、四七七円
改訂 簡易裁判所の民事実務	五、〇〇〇円
一般社団・財団法人法の法人登記実務	四、〇〇〇円
登記関係先例集(全十二巻)	一、三三八、三六六円
新訂 不動産登記関係質疑応答集(追加編Ⅰ)	一、九三三、三四四円
商業・法人登記質疑応答集(増補第二版)	八、九五三円
月刊 登記研究	定価六九二円 八二円 一年分前納制 九、二八八円

〔※表示価格は本体価(税別)。別途、消費税が加算されます。〕

祝

第44回

全青司くまと全国研修会

2in1win

ツインワン

Windows8

7Vista

大きく広がる
ビービーシーの
士業ネットワーク

始まっています

司法書士

表示登記、請求 システム
建物図面 (CAD)
土地図面 (CAD)

不動産、商業、請求 システム 他
12 システム

土地家屋
調査士

相続管理
システム

税理士

訴訟家事、
債務整理
システム

弁護士

測量士

測量士支援
システム

ツインワン
2in1 シリーズ

かんたん 高機能 低コスト オールインワン 遠隔サポート

いま、2in1 が選ばれています

VersionUP

相続管理システムをバージョンアップ
戸籍等調査実費を管理
各相続人との清算使用するための、報酬計算・精算書を作成
2in1Win 請求システムと連動し、請求書の作成も可能に
2in1Win 不動産システムと連動し、相続登記もスムーズに
2in1Win 成年後見システムと双方向でデータ連携

当社 HP に
お試し版・動画
公開中！

大好評
2in1
つながる
シリーズで

不動産 登記申請システム
オンライン申請 ※ 書面申請を切り替え
登記情報取込み機能 / 相続関係説明図
※オプション

請求・入金 システム
不動産、商業から見積り
請求書を1ステップで作成
助生会計 連動機能 ※オプション

供託 システム
供託・供託金払戻請求
休眠担保システム標準装備

休眠担保・
供託金計算 システム
供託金計算書を自動作成

不動産・債権譲渡
システム
動産・債権譲渡 / 延長 /
抹消登記

債務整理 システム
任意整理 / 自己破産 /
個人再生 / 特定調停
入出金システム ※オプション

商業 登記申請システム
株式・特約有限 / 法人 / 合名・合資 /
LLC / LLP / 外国会社
登記情報取込み機能

相続管理 システム
被相続人・相続人管理 /
財産管理 / 財産分割
※相続管理 ※オプション

訴訟・家事事件
システム
相続放棄 / 特別代理人 /
遺言検認

大量案件 システム
金融機関の合併移転を
強力にサポート

お問い合わせ
資料請求先

TEL. 03-5909-5772
東京都新宿区西新宿 6-5-1 アイランドタワー 6 階

株式会社ビービーシー

http://www.bbcinc.co.jp

ビービーシー 検索

【定期購読 好評受付中！】

信託の最先端を発信する
唯一の信託専門情報誌

SHINTAKU Forum

信託フォーラム

年2回(3月・9月)発行 B5判 定価1,944円

金融から民事信託まで、信託をめぐる
様々な立場の専門家が集う、新しい「広場」!

本誌のコンセプト

◆ 信託銀行など、金融関係者による実務の最新動向記事

◆ 各省庁などの行政機関、及び信託研究者による制度運用と法理論の解説

◆ 法律専門士業による、実践と新しいアプローチ手法の紹介

「家事事件」「少年事件」の最新裁判例を発信！
家裁実務及び支援の現場のための専門情報誌

FAMILY COURT JOURNAL

家庭の法と裁判

家庭の法と裁判研究会 編

年4回(4月・7月・10月・1月)発行 B5判 定価1,944円

本誌のコンセプト

◆ 収録の家事裁判例・少年裁判例には、実務上参考となる、その判断の意義や位置づけ等を示す「解説（コメント）」を裁判例毎に掲載。

◆ 時宜に適った特集記事はもちろん、「論説・解説」「実務に即した連載講座」などの家庭に関する事件にかかわる周辺情報・資料等も充実。

【新刊・好評図書のご案内】

実務裁判例
借地借家契約における信頼関係の破壊

伊藤秀城 著 2015年4月 B5判 348頁 定価3,996円

実務裁判例
借地借家契約における各種特約の効力

伊藤秀城 著 2012年3月刊 B5判 224頁 定価2,808円

法律から見た農業支援の実務
農地の確保・利用から、農業生産法人設立、6次産業化支援まで

高橋宏治 編著 2014年11月刊 A5判 276頁 定価2,484円

高齢者を支える 市民・家族による
新しい地域後見人制度 市民後見人の実務コメント付き

遠藤英嗣 著 2015年2月刊 A5判 408頁 定価3,780円

Q&A 社外取締役・社外監査役ハンドブック

岩田合同法律事務所 編 田子真也 編著 2015年3月刊 A5判 456頁 定価4,320円

日本加除出版

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号
TEL (03) 3953-5642 FAX (03) 3953-2061 (営業部)

http://www.kajo.co.jp/
(価格は税込)

祝 第44回全青司くまもと全国研修会

debut!

QRささきくん

登記識別情報QRコード読取支援ソフト

※司Plazon/司PlazonSは「QR ささきくん」の機能を標準装備しています。

複合機 or スキャナがあれば、まとめてスキャンした複数枚の登記識別情報通知書を連続して読み取ることができて便利！

「QRささきくん」があれば、QRコードリーダーがなくても
かんたん! 確実!!に登記識別情報提供様式を作成できます!!

ポイント

1 QRコードリーダー不要!!

ポイント

2 かんたん!導入!!

ポイント

3 サク²読み取り!!

平成27年2月23日より登記識別情報通知書へのQRコードの付与が開始されました。
QRコードを法務省の申請用総合ソフトで利用するには
USB-HID方式に対応したQRコードリーダーが必要になります。

販売価格：5,000円/本(税抜)

司Plazonはお客様の業務内容・ご利用形態に合わせて、
業務別に4種類のタイプを用意しております。

商品体系

特長

業務別タイプ

不動産(権利)	不動産(表示)	商業	請求
●不動産(権利) ●乙号 ●マンション ●相続関係説明図 ●債権・動産譲渡	●不動産(表示) ●乙号 ●マンション	●商業・法人 ●乙号 ●債権・動産譲渡	●請求

一括タイプ

不動産(権利)	不動産(表示)
●商業 ●請求	●商業 ●請求

一括タイプは
4種類全て
セットでお得!!

オンライン申請	登記情報提供サービス連携	申請情報/関連情報の一元管理	会計ソフト連携(弥生会計等)
豊富な事件名/雛型	登録免許税の自動計算	事件簿/業務報告用データ集計	司法書士様専用様式への出力
相続関係説明図(不動産・権利)	マンション登録(不動産・権利/表示)	役員任期管理(商業)	報酬額の自動計算
事件情報の統合管理(事件の内容/当事者/物件)	最新の全国版住所/登記所一覧のデータ	入力支援機能(常用句/楽々文匠)	事件の進捗/状況管理

NDK
日本電算企画株式会社
〒105-0001
東京都港区虎ノ門3-8-21 虎ノ門33森ビル10F

司法書士事務所の総合管理ソリューション
Plazon総合サービスセンター
TEL: 03-6403-5094 FAX: 03-6403-5095 <http://www.plazon.com>
決算公告等の官報へのご掲載も当社へお任せください。
官報公告等取次店
TEL: 03-6403-0623(直通)

WEBにて24時間お申し込み受付中

印刷 紙 デザイン

「登記識別情報通知(新様式)」
関連商品 発売中

- NEW ●窓あき封筒セット
- NEW ●登記識別情報通知 新様式用 台紙
- NEW ●セキュリティ用ビニール封筒
- セキュリティシール
- 『登記識別情報在中』封筒
- 本人確認等記録用紙
- 完了証等打ち出し用紙
- ゴム印 等

NEW 窓あき封筒セット(台紙付)

好/評/発/売/中

資料又はサンプルを、ご希望の方はEmail
又はFAXで、お知らせください。
「お名前、ご住所、電話、FAX、Email」をご記入
頂きますようお願い申し上げます。

商・品・紹・介

- ★登記申請に関する用紙全般
 - 表紙 識別情報表紙、相続関係用紙(金箔・銀箔、その他)
 - 封筒 特注名入り注文、別寸、カラー各種対応可能
 - 領収書などの印刷
- ★調査士用紙関係全般

- ★図面用紙全般
- ★事務用品、ゴム印
- ★ファイル
 - 識別情報、会社用、その他
 - クリヤホルダー
- ★訴訟実務の事件保存袋



長源株式会社

〒173-0004 東京都板橋区板橋1-27-11
TEL 03-3964-7371 FAX 03-3964-1959
Email: ngn@nagagen.co.jp URL: www.nagagen.co.jp

株式会社 日立ソリューションズ・クリエイト

HITACHI
Inspire the Next

The Pro-firm System Series

サムポローニア[®]

司法書士業務支援ソフトウェアを
30年以上にわたって手がけてきた信頼と実績。

わかりやすい入力画面をはじめとする優れた操作性。
受任業務から請求、会計処理まで対応する充実した機能。

各システムとのデータ連携、
多彩なオプションソフトウェアなど、
業種に特化したソフトウェアならではの強みを発揮し、
司法書士事務所経営を総合的に支援します。



事務所ニーズに合わせて、パッケージ型、クラウド型の2つのタイプからお選びいただけます。

権利登記システム 表示登記システム 相続関連書類作成システム マンション登記システム	商業・法人登記システム	登記情報管理システム	債務管理システム	LSシステム対応 成年後見システム
		請求会計システム	電子認証システム 裁判業務システム 債権譲渡システム 動産譲渡システム 休眠抵当利息計算システム	

サムポローニア紹介動画をWEBサイトにて公開中！

ご覧ください！！



▶ 動画のご視聴はこちらで検索!

サムポローニア 動画

検索

商品・サービスに関するお問い合わせ・ご相談受付

◎ 株式会社 日立ソリューションズ・クリエイト

上野ビジネスセンタ

TEL.03-3874-8511

営業所：関東営業所／東北営業所／名古屋営業所／西日本営業所／九州営業所

折込式識別情報通知書 専用窓付封筒

特許取得済

開封後の折込式識別通知書はそのままの状態や透明ビニールに入れると
番号が見えてしまい大変危険です。
弊社ではセキュリティを重視して封筒に入れることをおすすめしています。
シールを使わずに、管理できる便利な封筒です。
※開封前の折込式識別通知書にもこちらの封筒を使用できます。



Point

窓により物件目録・発行法務局が
確認できます。

内部に地紋を印刷してありますので
中の情報が透けません。

セキュリティ重視
窓が半透明になっているため
識別情報番号は外から見えません。

Point

識別情報開封判別窓
下部のミシン目が切り取られているか
この窓から確認できます。

Point

裏面テープにより封緘が簡単にできます。

注意書き入
ミシン目を切って識別情報番号確認後
収納すると上部に注意書きの文字が
現れます。

Point

封筒サイズ 293×215 mm (ペロ除く)
※従来の窓付封筒より小さい為、ファイルの中に収納できます。
(サイドスロー・ヒクタス・レザフェス・識別情報ファイル・DX 対応)

特殊加工 (内部ストッパー)
封筒内部にストッパー加工されており
識別情報通知書が下に落ちません。

紙色は3色よりお選び頂けます。

No.2002 ソフトグリーン
No.2005 ソフトブルー
No.2006 ソフトオレンジ

名入なし 100枚 1袋 6,100円 (税抜)

名入印刷 1,000枚 61,000円 (税抜)
印刷代無料

HSC
hourei shoshiki center

法令書式センター

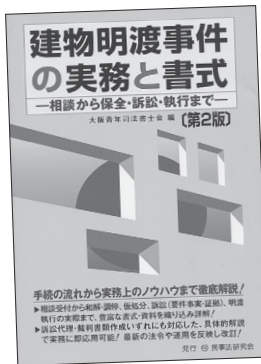
〈東京本社〉東京都練馬区石神井台 8-3-1 TEL03-3928-8330 FAX03-3920-7372
〈大阪営業所〉大阪府北区松ヶ枝町 1-3-2F TEL06-6358-2926 FAX06-6358-6486
ホームページからもご注文いただけます。 <http://www.hourei-sc.co.jp>

信頼と実績の法律実務書

実務に即対応できる注目の新刊！

待望の改訂版

新たに「裁判外の解決」の章を設け、裁判外和解や調停、ADRなどの記述を拡充したほか、最新の法令・判例・運用に対応！



建物明渡事件の実務と書式〔第2版〕

—相談から保全・訴訟・執行まで—

大阪青年司法書士会 編
(A 5判・525頁・定価 本体 4500円＋税)

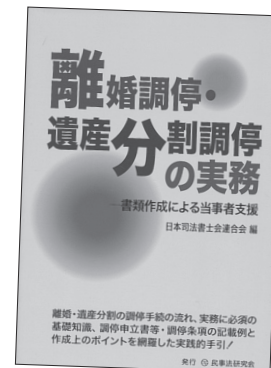
5月刊

家事事件手続法の求める新しい家事調停手続における調停申立書等の書類作成を通じた支援の指針を示す！

離婚調停・遺産分割調停の実務

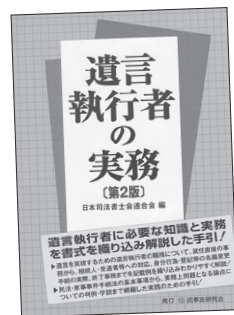
—書類作成による当事者支援—

日本司法書士会連合会 編
(A 5判・486頁・定価 本体 4400円＋税)



好評既刊

就任直後の実務から、相続人・受遺者等への対応、身分行為・登記等の名義変更手続の実際、終了事務までを記載例を織り込みわかりやすく解説！



遺言執行者の実務〔第2版〕

日本司法書士会連合会 編
(A 5判・428頁・定価 本体 4000円＋税)

4月刊 民法(債権関係)改正案から、消費者被害救済に関連する24テーマを厳選してわかりやすく解説！

Q & A 消費者からみた民法改正

日弁連消費者問題対策委員会 編
(A 5判・128頁・定価 本体1300円＋税)

3月刊 景品表示法をはじめ、消費者安全法、金融商品取引法、建築基準法、保険業法等の改正に対応！

消費者六法〔2015年版〕—判例・約款付—

編集代表 甲斐道太郎・松本恒雄・木村達也
(A 5判箱入り並製・1534頁・定価 本体5000円＋税)

3月刊 相談から事件解決までの具体事例を通して、利害関係人の調整と手続を豊富な書式を織り込み解説！

事例に学ぶ相続事件入門

—事件対応の思考と実務— 相続事件研究会 編
(A 5判・318頁・定価 本体3000円＋税)

発行 民事法研究会

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿3-7-16
(営業) TEL 03-5798-7257 FAX 03-5798-7258
<http://www.minjiho.com/> info@minjiho.com

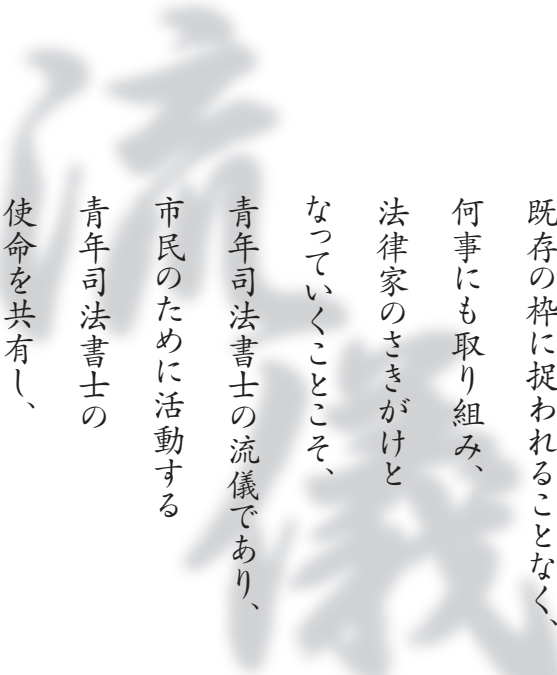
行きつく先は、米。



ようこそ米焼酎の世界へ。

いい米、いい水、いい人で。
高橋酒造株式会社
創業明治三十三年

お酒は楽しく適量を。飲酒は二十歳になってから。飲酒運転は、絶対にやめましょう。妊娠中や授乳期の飲酒には気をつけましょう。
熊本県入吉市合ノ原町498番地 tel0966-24-5155 <http://www.hakutake.co.jp>



さまざまな立場・境遇にある
市民の思いに気付き、
既存の枠に捉われることなく、
何事にも取り組み、
法律家のさきがけと
なっていくこそ、
青年司法書士の流儀であり、
市民のために活動する
青年司法書士の
使命を共有し、
この流儀を
後世に伝えていきたい。

